

新しいデザインを海外で知的財産権として保護したい！ そうした企業やデザイナーにとって便利な制度に、意匠の国際登録に関するハーグ協定がある。グローバルにビジネスを展開する日本企業はハーグ制度の恩恵を最大限に受けるため、この制度の特徴を知り、うまく使いこなすことが求められる。

今年には日本企業にとって大きな市場である中国がハーグ制度に加わるなど、大きな動きがあったという。そこで、澤井智毅・世界知的所有権機関日本事務所所長、『ハーグ国際意匠制度』の著者である瓜本忠夫弁理士、別宮智徳・日本知的財産協会参与（前理事長）にハーグ制度の最新情報や利用時の留意点などを伺った。

※本文中一部敬称略

デザインで勝負する時代

——まず、意匠出願の意義から伺います。なぜ、デザインを保護すべきなのでしょう。

澤井智毅氏（以下、澤井）：ご案内のとおり、近年コモディティー化が進み、製品の品質や性能だけでは競争に勝てない状況になっています。例えば、英国のダイソン社が製造する扇風機や掃

除機などを見ますと、その性能や品質をデザインとして表して、世界的に人気を博し、大変売れているようです。ほかにも例を挙げれば、枚挙にいとまがありません。企業価値や製品の価値を高めるうえでデザインの重要性が増しているのだと思います。

そうしたなかで日本企業の創造性は、デザインを含めて、日本人自身が思っているよりもはるかに高く世界から評価されているという調査結果もあります。他方では、経済産業省が日本の産業界に広く調査した際、「米国で市場開拓を成し遂げた成功要因」について63.6%が高品質・高機能のおかげだと回答しており「デザインで開拓ができた」と思っている企業は、なんと0.0%でした（「平成23年度中小企業支援調査 我が国ものづくり産業の競争力の源泉に関する調査報告」参照）。少し古いデータですが、今でもその傾向に変わりはないでしょう。日本企業の皆さまは、自社製品のデザインが評価されて米国市場

を開拓できたとは思っていないのです。中国市場に対しては、高品質・高機能が46.3%、デザインは2.4%。この結果は、本来世界も評価するような大変優れたデザインを持ちながら、日本企業が自信を持っていない証しと見えています。

以上のような背景から、日本の企業活動におけるデザインのプレゼンスをもっと高めたいという思いがあります。こうした話をしてしていると、特許庁在職中に意匠制度改革を進めさせていただき、多くの国内外の有識者の方々や関係者の皆さまと令和元年の意匠法改正に奔走したことも思い出されます。

——各国にデザインを保護する法律があり、それとは別にハーグ制度があります。日本はそのうち、ジュネーブ改正協定に加盟していますが、端的にいうと、これはどういうものですか。

澤井：1通の願書をWIPO国際事務局（IB）に提出することで、複数国に同時に申願した効果を得られるというこ



澤井 智毅 氏

世界知的所有権機関 日本事務所
所長

元・特許庁審査第一部長

とがまず第一。第二に、一定の条件がありますが、最大100意匠まで出願可能でして、100個のデザインを一つの出願でカバーすることができます。さらに三つ目としては、方式審査や名義変更をWIPOで一括して実施できますので手続きが極めて簡便になり、管理コスト削減になるということ。また、基礎出願がなくても国際登録出願が可能です。このあたりにジュネーブ改正協定のうまみがあります。

ハーグ制度を使いやすく

——ジュネーブ改正協定に日本が加盟するまでの経緯を教えてください。

瓜本忠夫氏（以下、瓜本）：特許には特許協力条約(PCT)があり、商標にはマドリッド協定議定書(マドプロ)があるのに、意匠はどうか？ という話が新改正協定の議論のきっかけでした。意匠制度にも国際登録制度(無審査国で構成されていたハーグ協定のハーグ改正協定)はあるけれど、より

多くの国、すなわち審査国やEUのような機関が入れるようにすべきではないかと。WIPOのこうした動きに対応するため、日本は1991年に開催された第1回専門家委員会からこの議論に参加しました。これは非常にいいことでしたし、実際に意見を述べましたが、日本や米国などの審査国のグループと既存の改正協定の加盟国などの無審査国のグループが互いに主張し合い、両者が引かない状況に陥りました。

特許には特許法条約(PLT)があり、手続きの国際的なハーモナイゼーションという地ならしが行われています。商標も商標法条約(TLT)やシンガポール条約(STLT)で地ならしを進めながら、やっている。それに対して、意匠は手続き面の共通化に向けた国際協調ができておらず、各国の意匠制度がバラバラのままだったので、どうしても議論がかみ合わなかったのです。

その後、審査国が拒絶の通報の期間(審査期間)の要求を大幅に短縮した



うりもと
瓜本 忠夫 氏

正林国際特許商標事務所
弁理士

元・特許庁意匠課長

ことをきっかけにして審査国と無審査国が歩み寄り、ジュネーブ改正協定締結に至ったのは1999年、発効したのは2003年です。締結し発効には至ったものの、その後日米をはじめ審査国がすぐに加盟するということはありませんでした。日本では国内ユーザーとの意見交換はしていましたが結果としては米国などの動向を見て、加盟を検討するという感じでした。

日本は2015年5月13日にジュネーブ改正協定に加盟していますが、同時並行的に国際意匠分類のロカルノ協定にも加盟しています。協定に加盟するために法改正をただけでなく、加盟後も法改正、意匠審査基準の改訂をしており、日本はジュネーブ改正協定の使い勝手をよくするために努力をし続けていると個人的には思っています。

年	出来事	備考
1925年	意匠の国際寄託に関するハーグ協定締結	
1934年	ハーグ協定のロンドン改正協定締結	2016年に終了
1960年	ハーグ協定のハーグ改正協定締結	日本は未加盟
1991年	新改正協定のための第1回専門家委員会	
1999年	ハーグ協定のジュネーブ改正協定締結	
2003年	ジュネーブ改正協定発効	
2015年	日本がジュネーブ改正協定加盟	
2022年	中国がジュネーブ改正協定加盟	

ハーグ制度はハーグ改正協定とジュネーブ改正協定に基づく、国際意匠登録制度である。



別宮 智徳 氏

一般社団法人日本知的財産協会
参与（前理事長）

日産自動車株式会社 知的財産部 部長

ジュネーブ改正協定に課題は残っていますが、ユーザーが使いやすくなるように締約国各国でも国内法を整備するなど、課題を克服できるように頑張る必要があると思います。

——日本のジュネーブ改正協定加盟から7年たちましたが、日本企業は本制度を利用してきたのでしょうか。

別宮智徳氏（以下、別宮）：日本企業、特にBtoCビジネスを手掛ける企業におけるデザインの重要性は以前より高まっています。日本のみならず、主要マーケットである米国、欧州、中国には意匠出願しています。

お客さまが製品を選ぶとき、技術や品質も重要なファクターですが、デザインを考慮される傾向が強くなってきています。ですから、特徴あるデザインを作ったときに、それをまねされな

いように保護する意味で意匠権は非常に重要です。模倣品対策でも役立ちます。もちろん商標権で模倣品を排除することもできますが、巧妙な模倣業者は商標を外した状態で流通させ、エンドユーザーの手に渡るところで商標を付ける場合があるのです。そうなってくると、商標権だけではカバーできないため、意匠権あるいは特許権も必要になります。そういったことから、国内外で意匠出願には従来から取り組んでいました。

一方でハーグ制度を使ってきていたかどうかといえば、正直申しまして、日本企業の利用率はさほど高くなかったと思います。主要マーケットの一つである中国が加盟していなかったことが、やはり大きかったのではないのでしょうか。今般の中国加盟は、非常に大きな出来事であり、これから制度の利用率は間違いなく上がると考えています。

図面の描き方に留意

——ハーグ制度を利用する場合、どのようなことに留意する必要があるのでしょうか。

瓜本：大きなところでは、国際登録の譲渡は、ジュネーブ改正協定の出願人の資格を有する者にしかできないという新権利者（譲受人）の制限があるので、注意が必要だと思います。ただし日本企業の場合、取得した権利を自社

でそのまま使うことが多いので、あまり気にする必要はないかもしれませんね。

こういう制度の根本的な問題はさておき、出願実務に関する点では図面がポイントでしょう。外国への出願実務経験から申し上げますと、外国意匠出願における拒絶理由通知（OA）のほとんどは図面に関するものであるということが出来ます。先行文献を示されて「新規性なし」といわれた場合は、出願人への説明も問題ありませんし、対応策もイメージできますが、一般的な製図法から見て何の問題もないのに、図面に関するその国の、いわばローカルルールに従っていないなどの細かい点を指摘するOAが出され、出願人の理解を得るのが難しいというケースも往々にしてあります。こうした問題は各国の手続き要件が統一されていないことが原因ですので、PLTの意匠版、つまり意匠法条約（DLT）の締結によらなければ、解決できないと思っているところです。

このローカルな図面問題で引っ掛かると、指定締約国の現地代理人を選任して対応しなくてはならなくなるので、注意していただきたいですね。そこでどうするのかといえば、WIPOが公開しているOA回避のためのガイドラインを参考にするのがお勧めです。ちなみに、今年加盟した中国は図面の正確性について最も厳しい国の一つと

というのが私の認識です。

——各国の図面の描き方について、情報収集すべきだということですね。

瓜本：そうです。ただし、国際出願において意匠ごとに図面は1セットしか提出できません。したがって、ハーグルートを通じて権利を取得したいと考える意匠に用意された図面が、希望する各指定締約国の開示要件に照らして、A国、B国では認められ、C国では認められない描き方であると判断せざるを得ないときもあるわけです。そういった対処が難しい場合も想定されることは考えておく必要があります。

ちなみに、CGを使って全体意匠として出願すれば、現在のジュネーブ改正協定締約国のほとんどで問題ないと思います。逆に部分意匠で出願するなど、いろいろなテクニックを駆使しようとする場合、特に図面問題の検討が重要になります。

一方、この問題を除けば、ハーグ制度のメリットは非常に大きいと思います。OA対応さえなければ、指定締約国の現地代理人を使わずに権利が取れるため、安価かつ簡便といえます。PCTは国内移行段階で現地代理人が必要になりますが、ハーグ制度に関していえば、マドプロと同じく出願人自らが直接出願して権利が取れる制度なのです。さらに基礎出願も不要な点はマドプロよりも便利ですね。

費用削減が最大のメリット

——日本企業から見てハーグ制度のメリット、デメリットはどういった点でしょうか。

別宮：日本知的財産協会（JIPA）の意匠委員会および日本自動車工業会（JAMA）の知的財産部会のメンバーに事前にヒアリングしてきたことも踏まえて、回答します。

まずメリットですけれども、やはり一番大きいのは費用面です。マルチプル出願（複数意匠一出願）や複数国指定によって、費用削減が見込めると思います。出願国が増えるほど、費用面でのメリットが大きくなります。維持年金につきましても、5年ごとにWIPOに納付すれば済むということで、これも非常に簡便化されていますね。

それから澤井さんからもお話があったように、IBのみに出願すれば済むというところもメリットです。

一方、最も気になるのは、審査経過が公開されてしまうところですね。登録になるかどうかにかかわらず、出願内容、拒絶理由、引用例が公開されます。つまり、意匠権を取ろうと思ったけれど、先行意匠があって拒絶されてしまった……。そういう場合にも情報がオープンになり、それらの類否関係などが、第三者からも見てとれてしまいます。

例えば、自社の先行意匠と類似しているという拒絶理由が出たとします。

このとき、非公開であれば、そのデザインは自社の先行意匠権でカバーされますので、出願を取り下げたままオープンになりませんし、デザインも保護できます。ところが、オープンになると、自社の意匠ポートフォリオを第三者が推測できてしまうのです。

それから、公表延期間間ですね。中国の意匠制度で懸念を持っていたのは、日本と同様の非公開もしくは公表延期の制度がなかった点です（編集部注：日本の場合、秘密意匠制度があり、登録日から3年以内の期間を指定して秘密にすることを請求できる）。どこまでそれを重要視しているかは業界ごとに違いますが、自動車の場合、新型車のデザインはユーザーに製品を選んでいただくときの大きなポイントです。次期モデルや将来出る新型車のデザインがそれらの発表前に意匠公報でオープンになってしまうと、販売戦略に大きな影響を及ぼします。ですから、非公開制度や公表延期制度がない国については、極端な場合、意匠権取得を諦めていたケースもあります。

こうした問題について、従来に比べれば格段の進歩がありました。依然として、期間の問題は残っています。複数国を指定したい場合は、その公表までの期間が一番短い国に合わせて、出願時期をコントロールする必要があります。

また、瓜本さんからもお話があった

ように、図面に関する要件が各国で異なり、ローカルルール違反でOAを受けてしまうため、利用を控える企業もあったようです。

ここまでメリットとデメリットを挙げましたが、個人的にはメリットのほうが上回っていると思います。また、中国も実際の運用規則を発表したところですから、各社ともそれを見ながら、どうやって自社の意匠権利化プロセスに当てはめるかという検討を進めているのではないのでしょうか。

——日本の場合、登録に至らなかった意匠出願に関する情報は公報に掲載されませんが、ハーグ制度において審査経過が公開されてしまうというのは、どういうことでしょうか。

瓜本：IBが国際登録の公表というカタチで出願公開をすることで各指定締約国に指定の事実が伝わって各々で審査が始まり、拒絶の理由が発見されると指定締約国の官庁から発せられた拒絶の通報をIBが受理して名義人（出願人）に転送するというのがハーグ制度の基本フレームです。そのなかで、IBはHague Express Databaseというウェブサイトにその拒絶の通報をアップしています。その拒絶の通報には拒絶の理由や引用例が含まれており、指定締約国で意匠権が発生しているかどうかにかかわらず、誰でも見ることができます。もちろん、そこまで公開する必要があるのかという議論はあるの

ですが、多くの国はそのような公開に賛成しているようです。

——ハーグ制度がさらに使い勝手の良いものになるには、加盟国増加とユーザーフレンドリーな仕組みの導入が重要です。そのあたりの最近の動きはいかがでしょうか。

澤井：日本は2015年に、くしくも米国と同日に加盟しました。その前年に韓国も入っており、審査主義国の主要な3カ国は2015年までに加盟したことになります。当時のジュネーブ改正協定の加盟国・機関数は50未満でしたが、最近では2019年12月にベトナム、2020年1月にイスラエル、6月にメキシコなども加盟し、今では65以上が加わっています。そして今回の中国加盟により、魅力が一層向上するものと期待しています。

私はID 5 と呼ばれる、日米欧中韓の意匠五庁会合に政府代表として3年連続で出席しました。その会議に出るにあたって、JIPA、JAMA、日本商工会議所の皆さまに国際的な課題について意見を伺っていましたが、当時最も指摘を受けたのは、中国加盟問題です。中国の担当局長に、それを繰り返し伝えたところ、立法機関である全国人民代表大会（全人代）に法案を提出してくれましたが、当時は全人代での可決に至りませんでした。その時、ハーグ加盟のタイミングは、中国にとって知財当局だけの問題ではな

く、政治的にも意味のある重要な問題なのだと感じたものです。今回、中国が自国の加盟を大きく世界にアナウンスしたのは、最も効果があるタイミングを計ったのでしょうか。もう一つ、別宮さんがおっしゃっていた公表制度と国際公表のタイミングにも強いリクエストがありました。これについては2022年1月から、それまでの国際登録日から6カ月という公報発行日を12カ月に延長したうえ、早期発行を望む場合には、それに対応できるようになりました（p.10コラム参照）。すなわち、ユーザーが自分の事業のタイミングを踏まえて、公表のタイミングをコントロールできるようになったところでは。

なお、瓜本さんからご紹介がありましたが、ハーグ制度に関する情報、例えば制度概要、出願方法などをWIPOウェブサイトで「ハーグ制度情報キット」として公開しており、日本語でも見られます。それから、ウェビナーでも積極的に情報発信していますので、そちらも参照いただき、それでもなお分からないことがある場合は、ご遠慮なく当所にお問い合わせください。

——WIPOの方に日本語で質問できるのは助かりますね。WIPO日本事務所がよく受け付ける質問をいくつかご紹介いただけますか。

澤井：「国際登録証が届いたのだが、これで各国において保護されたのか」

というのがあります。この段階では、まだ各国で登録されたわけではありません。IBによる方式審査が完了した段階で国際登録されます。各国で実体審査がある場合には、この後からそうした審査がスタートしますので、ご注意ください。

また「名義変更などは各国ですか」も多い質問です。冒頭で申し上げたとおり、ハーグ国際登録は名義変更や住所、名称変更等の登録後の管理も、IBで一括して行いますので、各国に対する個別の手続きは一部の国を除いて必要ありません。

それから、ブレグジットと関連し「英国を含む欧州で権利を取りたいが、どうすればいいか」という質問もよく受けます。英国は2018年に、国として

加盟していますので、一つの出願で欧州と英国をそれぞれ指定できます。言い換えれば、EUだけを指定した場合には、EUから既に離脱している英国は対象外となります。

——登録証が来たら、保護されると誤解しそうです……。その後、一定期間内に拒絶通報がなければ、登録になるわけですね。

瓜本：そうです。国際登録後、実体審査を行わない国であっても公序良俗だとか、意匠の単一性だとか、その国に認められた要件の審査を行う場合があります。

指定締約国で意匠権が発生する登録（保護の付与）がなされた後も、審査国は登録証を発行し、各国意匠公報を発行することが多いと思います。EU

などは登録になっても何もしません。このあたりは締約国・機関によりさまざまです。

ハーグ制度でより柔軟に

——日本企業は海外での意匠権取得については、どのような意識を持っているのでしょうか。

別宮：例えば自動車の場合ですと、米国、欧州、中国、日本が大きなマーケットです。業種によってアセアンを重視しているところもあれば、中南米やアフリカに進出しているなど、企業ごとに状況はさまざまですが、いずれにせよ日本企業はグローバルでビジネスを行っています。そのなかで、意匠権を含む知的財産権をうまく取得してビジネスを支えていくという軸は、不変だ

ハーグ国際意匠制度《Latest Updates 1》2022年5月5日 中国がジュネーブ改正協定に加盟

2022年5月5日に中国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟しました（香港、マカオはカバーされません）。中国の意匠登録数は、78.6万件（2021年）であり、また、日本特許庁が実施した意匠登録動向のマクロ調査（日本、米国、欧州連合（EU）、中国および韓国の5カ国が対象。令和2年度）によると、2019年に中国居住者がほかの4カ国・機関で取得した意匠登録数（EU、韓国は意匠数、ほかは出願数）は約2万件で、これは米国居住者のそれとほぼ同数、日本居住者のその約2倍ですから、中国加盟がハーグ制度に与えるインパクトは大きいものと予想されます（中国はジュネーブ改正協定68番目の締約国ですが、2022年7月22日に同69番目の締約国としてモロッコが加盟します）。

なお、中国の意匠制度は、実体審査を行わない無審査制度と説明されることが多いのですが、正確には「初歩審査」〈方式事項のほか、公序良俗・不登録事由、単一性、明らかな新規性欠如等の審査（通常、検索は行わない）〉を行うこととされており、ジュネーブ改正協定加盟に際しても、審査官庁（世界公知性基準）を有する締約国とされています。使用言語は英語です。

中国は、間接出願ができ（送付手数料不要）、30カ月の公表の延期が可能で、優先権証明書提出が必要（DASコード利用可）であるほか、加盟に際して主に次の宣言をしています（詳細はWIPOのウェブサイトを参照してください）。◇国際出願の追加の必須項目として「意匠の特徴の簡単な説明」が必要、◇個別指定手数料が適用、◇意匠の単一性を要求（一出願に10を超えない類似する意匠を含めることができる類似意匠制度が利用可能）、◇意匠の複製物について特定の図を要求（立体意匠の場合、正投影図法の6面図）、◇審査官庁を有する締約国として拒絶通報期間の12カ月への延長、◇国内法に基づく最長の保護の存続期間は15年（保護の開始は国内法に従い保護が付与された日から）。

と思います。

最近は米中対立、新型コロナウイルス感染症の問題、ロシアのウクライナ侵攻など、予期せぬ出来事が非常に多くなっており、ビジネスがどうなるかを予想するのは難しい状況にあります。一方で知的財産権は、数年単位ではなく、10年、20年というスパンで考える必要がありますので、そのことを踏まえて、海外でどういったポートフォリオを築くかを慎重に考えるべきです。そうしたなか、中国加盟も含め、ハーグ制度の利便性向上は好意的に捉えています。

企業が知的財産権を取るか否かを判断する際に、費用対効果を見無視するこ

とはできません。ハーグ制度を活用すればコスト削減になりますから、従来とは異なる見方もできるようになります。例えば、従来と同規模の予算が維持できる場合には、「本当はこの国でも権利化したいが、予算オーバーだから諦めよう」としていた国に対し、出願することもできるようになります。世界情勢の先行きを見通すのが難しくなっているなかで、保険の意味で出願したり、地理的範囲や時間軸について、従来より柔軟に対応できるようになると思います。

——ここまで主にユーザー目線で話を聞いてきましたが、代理人の立場から見たハーグ制度とはどういうもので

しょうか。

瓜本：国内の基礎出願を代理する立場からいうと、別宮さんがおっしゃったように、同じ費用で範囲を広げて出願できるのは、大きなメリットになるのではないかと思います。

大企業は自社の出願戦略があり、海外代理人とも関係性を持っていますが、スタートアップや中小企業は必ずしもそうではないため、私たち代理人がどの国にどのように出願するかについて助言、提案を行うことがあります。パリルートのほかにハーグ制度という選択肢が加わったことにより、提案の幅が広がったと思います。

使い勝手に関しては、あらゆる意匠

ハーグ国際意匠制度《Latest Updates 2》2022年1月1日 ハーグ協定共通規則改正等

ハーグ協定のジュネーブ改正協定およびハーグ改正協定に基づく共通規則（以下、共通規則）は、第5規則、第17規則、第21規則および第37規則が改正され、2022年1月1日に発効しました。また、ハーグ協定に係る出願のための実施細則（以下、実施細則）は、第202節、第301節、第302節および第601節が改正され、2022年4月1日に発効しました。

<共通規則改正の主なポイント> 国際登録の公表（第17規則および第37規則） ◇今回の共通規則の第17規則の改正によって標準公表期間が6カ月から12カ月に延長され、また、国際登録の公表前であればいつでも早期公表を請求できるようになります（下図参照）。 ◇新しい標準公表期間の12カ月は、国際出願の出願日が2022年1月1日以降の国際登録に適用されます。

出願時

ー 規定による公表は、国際登録日から12カ月後に行われます（**標準公表**）が、出願人は、次のいずれかを選択することもできます。

(a) 国際登録の登録後直ちに公表（**即時公表**）または、

(b) 選択された時点での公表（出願日から数えた月数で指定）。 ※標準公表期間内または可能な公表の延期期間内の選択時点公表この(b)に関して、出願人は、常に標準公表よりも早い時期を示すことができ、また、標準公表の期間を超えて公表を延期することを請求することができますが、可能な最大延期期間は、国際出願で指定された締約国により異なります。

出願後

ー 出願人または名義人は、国際出願で最初に指定された公表期間が満了する前であればいつでも**早期公表**を請求することができます。国際登録は、国際事務局が当該請求を受理した後、直ちに公表されます。

<実施細則改正の主なポイント> 限定または放棄の記録についての請求（第601節） ◇上記の共通規則の改正によって、通常公表期間が6カ月から12カ月に延長されたため、延長された通常公表期間中の限定または放棄の記録に対する需要が高まる可能性があり、第601節は、第17規則(1)(iii)に基づくいわゆる通常公表の対象となる国際登録の限定または放棄の記録の請求を明確に含むように改正されました。

に一律に使える万能なものではないかもしれませんが、権利化したい意匠の内容や国の制度などを踏まえてきちんと検討したうえであれば、「使える制度」だと思っています。

ハーグ制度利用拡大に向けて

——ユーザーとしては今後のハーグ制度にどのようなことを期待しますか。

別宮：ひと言でいえば、ユーザーフレンドリーな制度となるよう、さらに改善していただきたいと思っています。

最大のメリットである費用対効果の観点では、加盟国数が増えれば、意匠のポートフォリオを地理的に広げる余地が出てきます。

また、図面の様式、物品名称のハーモナイズがもっと進むと助かります。

あと、中国で散々苦勞してきたのは、部分意匠制度でした。JIPA訪問団やJAMAでもそういった意見・要望を中国当局にお伝えしてきましたが、ようやく導入されました。やはり、このようにユーザー側がいろいろなデザイン保護をできるような方向でも改善していただけると良いと思っています。

——物品名称の問題について簡単に教えてください。

瓜本：ごく簡単にいえば、国・機関ごとに意匠出願における物品の名称の考え方、位置付けが異なっていることが問題になっています。

——本日はありがとうございました。

最後にWIPOとしてハーグ制度の展望をどう見ているかということと、ユーザーへのメッセージをお願いします。

澤井：今日、お二人の話を聞いて、改めて中国加盟と国際公表制度の柔軟化によって日本のユーザーの皆さまに使い勝手の良いものになり、長く支持されるだろうと確信を持ちました。新たなユーザーが増えることを期待しています。

アセアンや中東のプレゼンスが高い国々もハーグ加盟を検討しているようですので、これも楽しみです。

コロナ禍の最中にありますけれども、例えばPCT出願は2020年、2021年と過去最高件数を更新し続けています。2021年のマドプロ出願に至りましては、前年比14.4%という伸びです。同じくハーグ出願は20.8%という勢いで伸びています。これは単にイノベーションが堅調だというよりも、巣ごもり、テレワーク、オンライン会合など、私たちの働き方やライフスタイルが大きく変わったために、多くの新ビジネス、新サービスが生まれたということではないかと思っています。そう、むしろイノベーションは拡大していると見えています。

ハーグ出願について、昨年はどういう企業が増えたのかを見ますと、トップ50のうち12社が、その前年に1件もハーグ制度を使っていない会社です。これには驚きました。

例えば、eコマースで照明器具を売っている会社が0件から世界のトップ10に躍り出ました。これは巣ごもりの方々の需要に応えた新たなサービスをデザインとして、提供したのでしょう。また、グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）の会社も0件からトップ50に入りました。これを見まして、日本で令和元年改正によりデザイン保護の拡張をしたことが有効で、時流に合っていたという思いも強くしたところです。

2021年のハーグ制度利用者数は、世界で20%以上増えたのに対し、日本では3.7%減でした。冒頭申し上げた扇風機に限らず、スマートフォンや次世代自動車など、その機能とともに、デザインが人々に受け入れられ、大きな市場を手に入れていることが分かります。中国加盟や国際公表制度の変更などもありましたので、日本の皆さまにおいても是非ご利用ください。また、別宮さんが今回のインタビューに際し、JIPAやJAMAの皆さまからヒアリングをされたとおっしゃっていました。こうした皆さまの声を、しっかりとジュネーブ本部につないでいくつもりですので、引き続きご意見をいただければと思います。

別宮：JIPAでも、ハーグ制度を会員に周知し、利用率が上がるように働きかけてまいります。

（取材協力：WIPO日本事務所）